

公務員関係判例研究会 平成 28 年度 第 6 回会合 議事要旨

1. 日時 平成 28 年 10 月 20 日 (木) 15:00~17:00

2. 場所 中央合同庁舎 8 号館 8 階特別大会議室

3. 出席者

(会 員) 秋山弁護士、石井弁護士、石津弁護士、植木弁護士、牛場弁護士、大森弁護士、木村弁護士、鈴木弁護士 (座長)、高田弁護士、田中弁護士、長屋弁護士、野下弁護士、松崎弁護士、森末弁護士 (五十音順)
(事務局) 内閣官房内閣人事局 加瀬内閣審議官、平山人事制度研究官、森調査官、鈴木争訟専門官、畠田争訟専門官

4. 議題：最近の裁判例の評釈

○ 国家賠償法 1 条 2 項に基づく職員に対する求償に際し、退職手当返納命令によって返納された退職手当相当額を差し引いて求償することの適否について争われた裁判例

5. 議論の概要

(1) 最初に、会員の一人から、次のとおり、議題に関する報告が行われた。

○ 求償権行使懈怠違法確認等請求事件 (福岡高裁平成 27 年 10 月 22 日判決、季刊公務員関係最新判決と実務問答 5 号 41 頁。以下「本件判決」という。) は、大分県民である一審原告 X ら (同県内に事務所を置く特定非営利活動法人、同県内に事務所を置く権利能力なき社団及び同県内に住所を置く住民ら) が、一審被告である同県知事 Y に対し、同県が訴外 Z ら 6 名に対して国家賠償法 1 条 2 項に基づく求償権 8597 万 0512 円を有するとして、地方自治法 242 条の 2 第 1 項 4 号等に基づき、Z ら各自に対し、8597 万 0512 円の支払を求めること等を請求した事案である。

本件においては、被害者の賠償に充てる目的でされた寄付金の求償額算定上の取扱い、Z らのうち 1 名の元職員が退職時に Y から支給を受けた退職手当を返納命令に基づき返納した事実を求償額から控除する取扱いの当否が争点の一つとなったところ、一・二審で判断が分かれた点は、返納された退職金の取扱いについてであり、一審判決は、控除することは認められないと判示し、X らの請求を一部認容した。本件判決は、返納額の限度で退職手当や不支給にかかる金額を求償権行使に当たって考慮するのは、求償権行使に対する過失相殺又は信義則上の制限として合理性を有すると判示して、Y 敗訴部分を取り消し、当該部分に係る X らの請求を棄却した。

○ 本件で問題となった不正行為は、国家賠償法 1 条 2 項にいう「故意」に該当することは問題ない。

(2) 続いて、会員間の討議が行われた。

- 退職手当の返納は、条例に基づく返納命令なのか。
- そのとおりである。
- 一審判決は、本来であれば退職手当は支払われないため、支給された退職手当を返納するのは、いわば本来のあるべき状態に戻ったという意味で当然であり、この点を考慮する必要はないとしたのに対し、本件判決は、退職手当の支給後数年後に発せられた返納命令に基づき、全額を返納したのだから、その点は考慮すべきとしたため、結論が違ってきたのではないか。
- 一般論として、故意又は重過失がある場合に初めて返還請求できるというのが判例法理であり、民間の場合、金額については事案によりけりであるが、損害の公平な分担、保険での補填、企業のリスク管理といった事情があるので、賠償額全額を返還請求するのはおかしいと考えられている。ただし、故意による不正行為の場合であれば、全額返還請求する場合もあるであろう。
- 民間の場合は、加害者として個人も使用者と一緒に訴えられていることが多いので、求償という形で問題となることは少ないのであろう。公務員の場合は、公務上の行為と判断されれば、個人への損害賠償請求はできないため、国や地方公共団体が賠償額を支払った後に求償という問題が起きるといえるであろう。
- 民間の場合、個人が損害賠償請求を受けても、金額的に支払うことができない場合が多いため、実際は、使用者側が支払っている。その場合は、求償という問題が出てくる。会社は、従業員が働くことによって利益を得ているが、その利益全額を従業員に支払っているわけではない。損害が生じた場合にだけその全額を従業員に支払えというのは、バランスが悪く、通常はない。損害額の4分の1あるいは3分の1程度なのではないか。

民間の求償関係についての裁判例では、会社が被った損害額の2割から3割を従業員に求償しているケースが見受けられた。その理由は、普段は従業員があげた利益について、給料としての金額しか支払っていないのに、事故を起こした場合のみ全額を賠償させるといえるのはおかしいのではないかとこの考え方によるというものであった。
- 昭和51年の最高裁判決で負担の公平という原則が示されているが、本件においては、この負担の公平という観点から県教育委員会側の過失を考慮すべきかという点について、一審判決も本件判決でも県教育委員会にも責任があるかどうかという点が議論されている。一審判決はその過失について県が何も主張していないので責任はないとされたが、本件判決では責任があるという判断をしている。つまりは、県教育委員会の責任を負担の公平の考慮でどの程度認めるかということではないか。
- 本件においては、損害賠償額は、被害者との和解により決定されているが、この損害賠償額の決定に求償を受ける元職員は関与していないと思われる。議会の承認は得ているが、元職員としては、決められた損害賠償額が相当な額なのかという不満はあるのではないか。
- 民間の場合でも早期に解決したいという考えから、金額を上積みして損害賠償額を決める場合がある。求償を受ける側としては、そのような上積みした額を全額求償されるというのは、納得いかない話であろう。

- 債権管理に対する最高裁判所の判断ははっきりしない。田子の浦へドロ事件の判決では、裁量により請求しなくてよい場合があるという判断をしているが、その後はみ出し自動販売機事件では、基本的に裁量の余地はないと判断している。この議論がどこに落ち着くのかよく分からないところである。
- 本件判決は、求償権自体が縮減しているかのような言いぶりも見受けられるが、求償権行使を一部にとどめることが違法でないというだけのことで、結局、債権管理上の財務の論理の話である。どちらかというところの理屈の方が判示しやすく、求償権自体が実際に縮むのかということは判示しにくい。そう言いながら、信義則、過失相殺とか求償権、実体法上の請求権自体が縮んでいるかのような判示を持ってこざるを得ないのは、最高裁が、はみ出し自動販売機事件で裁量権がないと厳しく判示してしまったことが大きいと思われる。
- 退職手当の返納を受けたことをどう評価するかということだが、債権回収という点で、判決で賠償命令を受けた人でも支払わない人が多くおり、それを履行させるのは大変な苦勞が必要で、結局、回収できないというケースも数多くある。本件においては、全額返納されており、この点もいい評価を受けたのではないか。

(3) 次回会合は、11月17日(木)に開催することとした。